

件名	松前町介護保険条例等の一部を改正する条例
主管課	保険課、上下水道課、子育て・健康課
関係課	
改正対象	(1) 松前町介護保険条例（平成 12 年松前町条例第 17 号） (2) 松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 13 年松前町条例第 16 号） (3) 松前町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年松前町条例第 11 号） (4) 松前町立保育所条例（平成 27 年松前町条例第 10 号）
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）
改正理由	介護保険料、公共下水道事業受益者負担金、後期高齢者医療保険料及び保育料（以下「介護保険料等」という。）の滞納に係る延滞金については、各条例において、当該延滞金の割合をその特例も含め規定している。 今般、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正されることに伴い、介護保険料等に係る延滞金の割合の特例に関する規定を改める必要があるため、各条例の一部を改正する。
改正の主な内容	地方税法の一部改正により、延滞金を算出する際に用いる割合の名称等が変更されることに伴い、各条例中の用語を改める。 ○「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と規定する。
施行日	令和 3 年 1 月 1 日
【その他参考事項】	